

## 令和3年度第2回人権擁護審議会(会議録・要約)

- 日時 令和3年7月19日(月) 午後2時00分～4時00分
- 場所 市役所西庁舎 3階大会議室
- 出席 出席者 15名 欠席 0名
- 事務局出席者 総務部市民生活局長 人権擁護課長 課長補佐 主幹

開会 人権擁護課長 進行

・資料確認(進行より)

### 1. 会長あいさつ

### 2. 資料確認(進行より)

### 3. 協議事項

○会長

協議事項に入ります。次第の1番目計画の名称について事務局、説明を。

○事務局

説明

○会長

名称について、ご意見あれば。意見がないようなので、「湖南省人権総合計画」の名称とします。続いて、今回の素案の修正点や追加した点について事務局、説明を。

○事務局

説明

○会長

まず初めに、表紙から29ページまでの前半部分についてのご意見を。

### 【意見・質問】

○委員

1ページの7行目。人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が出ているが、法律はこれだけではない。「人権関係法令等に基づき」と書いた方が、全体的な人権関係の法律を包括

する。国際人権規約や、様々な国連関係諸条約も批准したものは国内法。それらを受けて、それ以外にも様々な人権関係法令があるので、これは一面的な部分であるのではないか。訂正をお願いしたい。

14 から 15 行目のところで、「これまでの成果を踏まえ」というより、「これまでの計画の理念を受け継ぐ」という言い方が良いのではないか。踏まえるというより、中身の具体的なもの、理念を受け継ぐという形の方が、継続性が担保できる。

3 ページのところで、法律等と書いてある部分を、法律等の後ろに括弧で「(制度を含む)」と入れると、より丁寧。そして、その後の「自らの権利」というのは、認知されにくい。「市民的権利」という言い方がすっきりするのではないか。

一番大事なところは、今、「権利を適切に行使できるよう」となっているが、行使できない方もおられる。「サポート体制等の充実とともに、教育啓発を充実させることが必要である。」その方が適切では。隣保館や担当課で総合窓口担当もあるがサポートしていくということで、入れてもらったほうが良い。

それと 5 ページの、13 行目のタイトルが、地域に向けた発信のタイトルかと中身を見ると受けとめる。「他者の権利と自己の権利双方を尊重する環境づくり」と非常に難しい言葉で、「福祉と人権のまちづくり」と入れたらすっきりするのではないか。

20 行目のこのタイトルも難しい言い回し。行政は他でうたっているので、例えば経団連が言っている、「良き企業市民」社会貢献活動。CSR など、そういう意味でそういう文言の方がよい。経団連はそういった言い回し。「よき企業市民として積極的に社会貢献活動を行う」という言い回し、人権を入れるのであればその前に入れると、タイトルとして企業に向けたものだろうとなる。行政は他でうたっているので、ここにわざわざ行政とパートナーシップで入れるのであれば、他で入れたら良い。ここでは、企業向けにしっかり対応したほうが良い。

それと 7 ページ 16 行目。「自ら学ぶ」よりは「共に学ぶ」ことによって、人権感覚が作られていくので、共に学ぶという視点を入れてもらった方が、人権感覚が付きやすいと思う。

8 ページの 6 から 7 行目。「外国人などの様々な人権課題は、複合的、重層的に現れます。」現れは、難しい「顕れ」、そういう形に変更してもらったほうが良い。複合的は、複数系ですけど重層的というのは、かなりの重なりがある、その二つを、文言として入れた方が適切ではないか。

9 ページの 5 行目。「社会的課題として」に読点をつけて、「地域課題の把握、括弧、発見をするため、アウトリーチ活動、調査研究活動などにより誰もが相談しやすい環境を推進します。」とする。これは隣保事業の基本精神で、そういう文言を入れてもらった方がより安心して、発信できるのではないか。

9 ページの最後の部分の「職員」と書いているが、この職員の部分、「また」で起こして、また「、」として改行したら、続くのではないか。

10 ページの 11 行目。「などの理由で」のあとに「重なり」と入れたほうがより、重層的

課題というのが対応できる。

18 ページの 27 行目。対応マニュアルと言っているが、次のページには、差別事象対応マニュアルと書いている。何の対応マニュアルかわからないので、(差別事象を)入れた方が、よりわかりやすい。

9 ページの、コラムに、「隣保館の、活用は無料または低額な料金で」と書いたが、(本文に) 文言はどこにも入っていない。対象者が積極的に活用できるように、文言を入れてもらった方がよい。

28 ページ、20 と 22 の行の間に、隣保事業の非常に大事な項目なので、項目を起こして、「社会調査、研究活動の推進」というタイトルを入れていただきたい。この項目の中に、地域総合センターにおいては、(1) 地域の基礎調査。(2) 高齢世帯の調査。(3) 社会的援護を必要とする世帯の調査。(4) 子どもの実態調査。(5) 各種教室、講座のニーズ調査。(6) まちづくりの参加意欲調査。(7) 意識調査など、文言をしっかりと入れていただく。研究事業としてさらに、(1) 地域の部落史運動史。(2) 地区や地域の生業などの歴史。(3) 地域の遊びの文化やその歴史、移り変わり。(4) 地区や地域の諸行事の歴史、移り変わり等を、そういうものを入れることでより鮮明に、隣保館での活動が見えてくるのではないか。

25 行目の「総合的な支援」を、「総合的・重層的支援」に書き換えていただいたら。問題提起をして訂正をお願いしたい。

(会長)

委員からの修正点について、事務局、大丈夫でしょうか。

(事務局)

事務局の方で検討していく。

(委員)

送付していただいた資料を見るのに日にちが少なすぎる。少なくとも 1 週間ぐらい学習できる時間をいただきたい。

隣保事業のことで、地域総合センター、隣保館のない地域、下田、水戸、菩提寺があるわけで、そこを、どうするのか。広域的という話も以前に教えていただいたのですが、簡単ではないということで、その代わりに各地域に、まちづくりセンターやそういうところで、地域の活動をやっているのをそれを書き込むなど。

例えば、24 ページ 7 行目、今後、地域総合センター、「または、まちづくりセンター」を加えてもらって、人権視点云々というものを、加えていただいた方が良いのではないか。隣保館がない地域のことと、今のまちづくりセンターを加えていただくということだけ気が付いた。

(会長)

他にご意見等は。

(委員)

素晴らしい言い方している部分もいくつかある、例えば 8 ページ 13 行目。「個人の取り巻く環境はその人が持つ人権問題のリスクに対して少なからず影響を与えます」。「例えば身近にどういった背景を持つ人がいるのか、どのような人権教育や啓発を受けられてきたか。自身が差別を受けた経験があるかなどによって、人権に対する認識が変わってきます。自身も含め人には様々な背景や立場であることを理解することは、自身の権利を尊重するとともに、他者の権利も同様に尊重することに繋がります。」この文言は素晴らしいと思って読んだ。こういう捉え方でこれに基づいて、やっていかれるのかなと思う。100%やるのは難しいかもしれないが、かなり良くなるのではないかと、個人的には思う。

他の委員の方から多く指摘があったが、11 ページ 8 行目。「インターネット上の差別の書き込み」とあるが、4 月の人権教育部会の時に、ある委員が週刊誌に、「関東のある団地に外国人労働者が、その団地のそこかしこで排便をしている」という週刊誌の記事をその場で言った。自分の目で確認したわけでもないのに本当にありえるのか。フリーのライターが書いたのかどうか知らないが、恣意的な記事だと思う。部落差別に関わって週刊誌は、ひどい差別記事を書いている。だから、この「インターネット上の差別の書き込み」で、点が入って「メディアによる差別記事」とかいうのも少し入れていただけたら。

(会長)

分野別政策から最後までについてご説明を。

(事務局)

説明

(会長)

内容についてご質問、ご意見等を。

(委員)

38 ページの「子どもの活動・参画の補償」で、39 ページのところにもたがって、児童館事業の充実拡大に向けてというのは文言入れていただいたが、制度があるわけだから、(移動児童館の) 制度活用を含むと入れてもらいたい。移動隣保館は制度はないが、全国的にやっているところもある。ないところはそういった積極的な視点も入れると良いのではないか。

45 ページの 7 行目、雇用・就労の推進のところ、ここは「障がい者の施設への物品の

発注に努めます」と書いてあるが、裏付けとなる障害者優先調達推進法というのが書いていない。こういう法律があってやっていますということを、書いておかないと説得力がない。法律があればより積極的に展開できる。

51 ページの 1 行目。ここは以前 SDGs で例えば、薬物依存関係でダルクの問題を言った。厚生労働省の依存症対策というものがあり、そこには、アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症などが大きな社会問題。おそらく湖南省でも他人事ではない。だから、この辺をどこに盛り込むのか。そして SDGs でも、ターゲットの 35 番目に薬物乱用やアルコールの有害な接種を含む物質乱用の防止事業を強化すると、今回抜けているが、それを入れた方が良い。私が言っていた人権の関係でダルクも動いている。そういった関連のある部分は、落とすのはいかがなものか。SDGs 何でもかんでもということではなく関連のあるものを挙げてほしい。今回ここで関連があるものを問題提起している。

最後に、地域総合センター、隣保館ですが、部落出身者や在日コリアンや、外国籍住民、そして女性や障がい者、高齢者、子ども、ひとり親、様々な人権に弱い立場の方が、社会的弱者と言われる方は、福祉と人権が背中合わせ。そういう意味で、隣保館だけ福祉部に移行するというのはいかがなものか。人権擁護課とセットで動かさないと、最前線の隣保館も、（人権擁護課と）連結があるわけで、福祉と人権という、表裏一体。人権擁護課と隣保館が今セットになっているので、そのセットのまま動いていただくことが非常に大事。あえて今回、もう一度そのことだけ地域総合センターと書いてあるので、切り離しをするかということが、心配なところがあるので、今回人権擁護審議会で問題（提起をし）、その辺押さえておいてほしい。最終的な時にも言う。

#### （事務局）

隣保館と福祉と人権擁護課の関連性の問題で、これは 7 月 1 日に開催しました同和対策審議会で説明した内容。今、人権擁護課として地域総合センター 5 館を所管しているが、福祉部局と密接に連携しながら運営をしているような状況。その中で、これから福祉ということを中心に考えて、地域総合センターいわゆる隣保館を福祉部局で所管することを、市としては 1 つの案として検討しているところ。その関係の中で、委員の方から、地域総合センターだけを福祉部局に移すのではなく、人権の部局も一緒に移した方が良いのではないかというご意見を頂戴したと考えている。

#### （委員）

これは国の事務次官通達で、私だけが言っているのではない。厚生労働省の事務次官通達、局長通達で、福祉と人権という位置付けをしなさいということが、2002 年の段階で通達、通知が下っている。それを踏まえて、しっかりとらえていかないと（いけない）。隣保館がそういう位置付けということ、同和行政は特別な行政ではなく、部落差別は一緒にやっていきたいと思いますということも、通達で入っている。その通達は基本原則を踏まえて、行政とし

てやっていくことが基本。元々福祉と人権は背中合わせ。にも関わらず福祉と人権を切り離して、相談対応は人権で相談し、福祉で相談し、今日の湖南省も一元的なワンストップサービスとか、言っているが、話が矛盾して、てんでバラバラの対応（となる）。福祉へ行ったら人権も、なんでもかんでもしっかりその切り口は見た上で、その人の言っている内容の課題ごとに、優先順位をつけて整理をしながら、課題解決（をする）。そういう安心して相談できるところが湖南省の人権擁護課で、隣保館ですという位置付けにするために、この人権総合計画で、（部局が分かれる）内容にはなっていないわけで、しっかり総合的に受けとめる。担当部局をしっかり押さえていただきたい。また担当施設として押さえていただくことがこの人権総合計画の実り多い実効ある計画に繋がっていく。

勝手に言っているのではなく、裏付けがあって言っている。しっかり踏まえてほしい。

（委員）

39 ページ。児童館事業のことで、ここに書いてあるのは、児童館の事業の充実、拡大。移動児童館について提案があったと思う。可能かどうかわからないが、湖南省で三雲に児童館1つだけというのはおかしい。実際は建設するといってもお金もかかってくる。入れられるかどうかわからないが、増設しないといけないのではないか。

（委員）

財源的に湖南省でそれができるかどうか。将来的な課題で。

（委員）

資料の 48 ページ 16 行目。毎回言っていることだが湖南省は（外国人の割合が）高い。20 行目。「市内企業においても雇用を更新しない「雇い止め」が起きており収入や今後の生活が不安定になりがち、また SNS 等を通して不正確な情報が流布している」けれど、実際に雇止めや派遣切りに遭っていて、それをどうするのかということがここにはない。「相談体制の強化と企業への働きかけ」と書いているが企業に対しては何らかの手当を市としては財政的に難しいかもしれないが、やっていかなければいけないのではないか。49 ページ。2 の生活支援充実、「外国人労働者に対して不法な就労や不当な取り扱いがされないように、企業等・・・」と書いているが、そこも含めて。

16 から 17 行目。「進学のための情報提供等、進路保障に努めます」とあるが情報提供だけでいいのか。自分が関わった外国人労働者の子どもで大学に行って、数か月で辞めている子もいる。大学に受かって行っていると思っていたのに、実は行ってなかった。そのまま働きましたと、そういう子どももいる。なので、情報提供だけで本当に良いのか。奨学金というか経済的な裏付けをしっかりとやらないと、そういう子どもがこれからも起こってくる。情報提供だけではなく、経済的支援などの文言を入れたほうが良いのではないか。

(委員)

今のご意見で、湖南省における外国籍の方の実態は、非常に困っている。雇止めがあったり、年末の社会福祉協議会で行うフードドライブに集中的に来たり、それから歳末の助け合いの募金に来るとというのが、外国籍の方がかなり占めている。ただし、どれぐらいの実態、収入はどれくらい落ちていて、日本に来てから離婚して、一人暮らしになっている家庭も結構多いように聞いているが、そういう実態を、大学の先生がおられるので、調査、アンケートや市の調査、などで詳しい実態が調査できないだろうか。ここはやるべきものだと感じている。大変な作業になるかと思うが。

日本に来て、忙しい時は企業の方は、どんどん働かせておいて、簡単には外国の自分の国に帰ることはできない。雇止めや、苦しい生活を強いられている可能性があるが、実態が把握できない。むしろ他の機関の委員はよくわかっているかもしれない。その辺がもし、調査やアンケートなどができれば、大変有効なことではないか。

(委員)

ご指摘の通り、やはり実態把握というものがあって、それに基づいて対応を考えていくということだと思う。今回の人権総合計画に今後調査をやって、その成果を盛り込むというのは少し時間的にも厳しいが、この総合計画に盛り込むとしたら、先ほどご指摘があったように新たな事象というものは次々と生じてくるので、その時に、外側からの(勝手な)理解で何かするのではなく、実態把握を行い、現状を生かしてその背景や要因などメカニズムを明らかにした上で、取り組んでいくということを中心に盛り込んでおく。しっかりと現状把握に努めていきますと。先ほど、他の分野についてもそういう指摘があったと思うが、そういうエビデンスを把握しつつやっていくということを中心に盛り込んでいくのは良いと思う。

(事務局)

ご指摘をいただいたアンケートのことで、今年度、市では就労支援計画の改定、そして多文化共生プランの改定の時期で、全員への調査というのは困難だが、外国籍の方へのアンケートは予定している。

(委員)

資料が届くのが遅くて、今日見ている。

53 ページの性の多様性のところ、アウトティングの問題などが載っていない。当事者の意見を聞くと、アウトティングにさらされるのが一番怖いという話もよく聞く。この現状と課題の中に、アウトティングやカミングアウトの文言を入れていただけるとありがたい。

41 ページの高齢者の部分。滋賀県人権センターは人権相談もしているが、湖南省の方か

ら相談があり、高齢者の方でもし自分が病気になってどこへどう連絡したらいいのかわからないと。どういった支援が受けられるのか非常にわかりにくいという意見があったので、高齢者のところでどういった支援ができるかと、具体的なものを表にするのか、別途表記するのか、それは別として、考えていただければありがたい。

(会長)

事務局よろしいでしょうか。

(事務局)

資料の送付が遅くなって大変申し訳ありません。

性の多様性のアウトィングの部分など、ご意見ありがとうございます。高齢者の方の病気の時どこへ行っていいかというようなところは、また他の計画でも連携がとれるか、他の計画で確認し、整理をする。

(委員)

(携帯電話の)ナビで、普通のナビとヤフーのナビ。両方使っているが、グーグルのナビアプリ1回落としてみて、落としたらホームページが出てきて滋賀県の部落の所在地がわかるようになって出てくる。どうなっているのかなと思ってびっくりした。

(委員)

グーグルのナビのことです。委員さんから見せてもらったが、私も詳しくない。これについてはうちのインターネットに詳しい担当に聞いて、また湖南省の方に提供させていただく。

(会長)

本日提示された計画素案については、今ご意見を踏まえた中で調整を加えて新しく修正をお願いしたい。今後はこの素案に従い、議会への説明、またパブリックコメントを進めることになる。事務局は最終調整を。

(委員)

区長をしている。湖南省の43区の区長と7つのまちづくり協議会の会長が集まり、自治会、区とまちづくり協議会等の仕組みとして、いかに連携をし、住みよい町を作るかということで、事業の見直しを、数年前から検討されているが、今年度第1回のワークショップがあり、各自治会がやっている行事を持ち寄って、模造紙で、やりたい、やりたくないを上下に、やらなくてはならない、やらなくてよい、を左右にと場所を分けて、今自治会がやっている事業がどこに該当するか、行事名を当てはめた中で、人づくりというテーマで、人権に



まつわることで、ワークショップをした。人づくりということで、各学区のまちづくり協議会単位で、学区ごとにワークショップをやっている。それで集計をしたものが、市の地域創生推進課の方から、7つの学区の資料をいただいた。学区ごとに割り振ると、人権に対して関心を持つべきだと頭の中では思っている。しかし、実際は区の事業として活動をしたくないというのが、如実に表れている。頭では理解できているけれども、本音を言うとやりたくない、やらなくてはならないけれども、どちらかと言えば、他の事業と比べたら優先順位は低い、と考えられている。支援をしないとイケない人がいるということを知っているが手が出せない。そういう会合をしようというときに、人が集まらない、ということが正直、地域の現状。これをいかに改善していくか。私は答えは1つあると思っている。要するにコミュニケーションが十分にとれて、お互いが信頼できたら解決するのではないか。ただ、今の時期コロナもあり、私どもも、先月役員会で議論になりましたが、各行事を基本中止にしている。こういう実情に対して、どういうふうに対処したら良いのかを考える必要があるのではないかと、提案し、意見とさせていただきたい。

(会長)

私も今、区長をしている。私の区は、幸いにも地域福祉と人権のまちづくり協議会という協議会があり、人権教室などいろいろ開催いただいている。頭でわかっているが、実際行動するという形になった場合、その辺が、このコロナ禍の中でもそういうことを理由付けにしているということが現状。まち協もいろいろカラーがあり、地域整備もある。貴重なご意見をいただいた。

(事務局)

今も言っていたように、人権という研修会については部落差別問題だけに限らず、どこの区でも、やらなければならないというのは、誰もがわかっていることだと信じたいが、やりたくないという方が大多数を占めているのが事実。人権の研修については、できるだけ大きな組織でやったら、簡単に事業ができるのではないかという考え方(となる)。人権擁護課としては、地区別懇談会は、普段から顔の見えている範囲、わかっている範囲で、人権について話をしてもらいたい。例えば隣におばあさんが(住んで)おられてもどこで寝ておられるかもわからない。災害が起きたときに、どこに行っていかわからない。わざわざ今は調査をして、調べてやっておられるが、本来そういう調査は必要ないのではないかと。地区別懇談会なり、寄り合いや、コミュニケーションがしっかりしていたら、そんなことは必要ないのではないかと。人権の話をするのは色々自分をさらけ出して話さないといけない時もあるし、近所の人にどこまでさらけ出すというのは難しい部分はあるが、それを辛抱強くやってもらえるように、行政としては、推進をするしか、方法がないかなと思っている。だからこれからも姿勢だけは変えずに進めていきたい。

(委員)

非常に面白く興味深い資料で、重要。この辺りをしっかりと理解した上で、計画を立てていかないと、理念ばかり崇高で、実態と乖離していたら意味がない。そのことを踏まえることが非常に重要。大学で人権論という授業をやっていて、学生から大学のこれまで受けていた授業の中で一番面白かったというコメントがよくある。学生が受けてきた人権の授業は、小中高でいうと、基本的に差別のことを学んでいる。自分じゃない、他者であるマイノリティが差別されていて、差別してはいけませんよという規範を学ぶ。そういうものが人権教育であったり人権学習であったりしがちだが、私は部落問題の研究をしていて部落問題について語りたいが、それはさておいて、自分自身の人権について、若者が働くということの人権について学ぼうというのをやって、学生が一番面白かった回は何かということ、学生アルバイトが労働者としてどんな権利を持っているのかということのを非常に具体的に語ること。例えば、バイトでも6ヶ月以上継続して働けば有給休暇がもらえる。有給休暇で1日どれくらいのお金が入ってくるかとか、どういうふうに言えば有給休暇が取れるかという非常に具体的に言う回というのは、学生は非常に面白かったと言ってくれる。そのように自分自身はその権利の主体であるというような認識なしに、自分以外の他者の差別について、当事者と同じように怒れるかと言われても恐らく怒れない。まず自分自身の人権について、権利についてよく理解するとか、そういう経験は多分学生にとって非常に興味深い面白い経験だと思います。人権について学ぶことが、面白くないなんてことは、私ありえないと思うが、しかし、実際の反応としてつまらない、面白くないなどという反応が多いとしたら、これまでの人権研修とか教育のありようみたいなものを、もう1回ちょっと考え直さないといけないのではないのか。絶対面白くできると思う。やらなくてはならないから義務的にやるよりは、非常に楽しい面白い興味深い学びとして、設定することも可能だと思うので、ぜひその辺りを模索していきたい。非常に貴重なデータありがとうございました。

(会長)

まだ少しお時間あるので、何か。

(委員)

話を聞いているだけで勉強になる。

(委員)

資料が届いてから、読んでいたが、自分が所属しているところの部分しか目に入らない。その文言でも難しい部分があってなかなか理解できなくて、後ろのページをめくって調べると、それから難しい漢字はもう1回検索してから読むという部分がこの資料にもかなりあって、この長い資料誰が読むのだろうと。これを読み込むにはかなり時間がかかるので、

配っても皆さん読んでくれるのかと。実施も読む方も大変。

(委員)

この会議でいつも思うが、普段使わない横文字が多い。これを作成している方はこの横文字をすぐに理解できてやっているのかなと思う。そして、その資料によって括弧して説明だけ書いている。それなら横文字使わずに括弧で日本語で書いた方が良いのではないか。

今回は用語説明書で助かっている。普段私たちはこういった横文字を使わない。

(委員)

いろいろな話を聞かせてもらって先ほどおっしゃっていたみたいに、自分が主体となって捉えられ、計画が作れるとなるとすごい。部落差別をなくすためにいろいろな取り組みを自分の立場として活動しているが、やっぱり他のことになると差別する立場になる可能性があって、いろいろな部分で自分がどういう位置にいるのかとか、そういうことが皆がわかるような、自分のこととして捉えるような計画になったらいい。そういう意味ではさっき言われていた細かい文言、一言一言というのが、そういう部分を意識したものだのかなと思いつつ、言葉の使い方は人によってさまざまであるので、そういう思いで、話されたのかなと思います。主体性をどこに持つのかということも大事にしながら、計画ができたらいい。

(委員)

私も細かい文言の訂正や理屈までは考えられないが、後から話された委員のまちづくりの問題で、少しづれるが、自分がマイノリティの少数の弱者の立場にいないと、普段それを何も考えないと、そういう(マイノリティの)立場の人もいるのだと教えてもらって知らない、ずっとそのままの(少数の弱者のことをわからない)状態にいると思う。だから、自分からぜひ知りたいということだけでなく、人権学習を続けていかないと、そもそもの意味がなくなってくる。今特に誰1人取り残さないということがSDGsでも言われているが、あくまで困っている人はこういう弱い立場であるということを知るために、これ(人権研修)はやっていかないといけない活動である。

それともう1つ。皆さんのご意見や他の会合などでも聞くが、外国の方も、いろいろな社会(文化で)、いろいろな金銭的な支援など、本当に生活困窮でお金を貸してほしいという人から、そういった制度を利用できるということで、ある面では(簡単に)お金を借りられるのだと考える人もいるので、(生活支援のお金を借りられている)本当の実態とは沿っていない部分があるかもしれないと思う。その考え方も違うので、実態を調べることも必要かなと思った。

(委員)

1つ1つの言葉にすごく重みがあって、これが10年間の計画なので、どこまで実行がで

きるのだろうというような、気持ち。人権啓発についてはもう 40 年 50 年かかって、それから委員さんからいただいた資料が、やりたくない、やらなくてもよいのではないかと、思うようなところにあるが、先ほど言われたように、これは、人に潜む気持ちなので、いつも自分に振り返って、戒めるという意味もあったり、地域の一員の中で生活していく中で、こういう啓発事業というのは行政の役割として、これからもずっとしていかなければならないことをここで位置付けられたかと思っている。

あとは、相談支援の充実のところ、総合的な支援を。重層的な支援に変えたほうがいいということがあった。本当にこの言葉の重みというのは、わかっているが、少しはしているけれども、全体で取り組んでいないということで、どうやって実行していくかというのが、これから問われている。

相談体制については、一人ひとりがその現場にスキルを持っていないとそれぞれの相談に応じられないので、相談支援をする人の技量はアップしていかなければならない。「相談体制の充実」となっているが、やはり人を育成していかないと、人と人が関わっていかないと、通じ合えないところがあって、次につなげていく重層的な支援もできないと思うので、どこかに人育てのところが書いてあったら、すごく良い計画になると思う。毎年、進捗管理をされると思うが、一つ一つ潰していけば本当に膨大な計画かなと期待している。

(委員)

企業・事業所人権啓発推進協議会でもいろいろな研修はやっている。研修だけで終わって、続かないというのが現状。今回も湖南省の人権総合計画ということで、計画の素案を作っているが、いかに実行に移してチェックして PDCA サイクルをいかにうまくまわしていくかというのが、大きな課題。

最初に思ったのが非常に分厚い総合計画で、一般の者は、本当に理解して、上手く展開できるのかという部分が引かかる。いずれにしろこういった方針というものを、しっかり作っておかなければならないので、この総合計画というものをより皆さんにわかりやすいものにして、より下に展開していけるなど、そういった内容になっていければ良い。

(委員)

話を聞かせてもらっていて、学校で子どもたちの教育を預かるものとして、どうしても学校でもこれはしてはいけない、こうしなければならないといった教育や活動が多かったと今、振り返っているところ。そういうふうに伝えることばかりの教育を見直していく必要がある。この会に参加し、学校でどういうことを大切にしていかなければならないかということは今考えているところ。

どうしても人権学習や人権研修は、難しく何か複雑なものということで、先ほどのアンケートでもあったが、避けがちなところが実際あることは、学校でも同じことだと実感していて、人権について主体である「子ども」を考えながら、伝えるというより、むしろ自分で主

体となって考えていく、そういう教育を展開していくように、現場で考えていかなければならない。

(会長)

一言ずつご意見をいただいた。いろいろなご意見を勘案した中で、次に進めていただきたいと思う。それでは、今後のスケジュールについて、事務局の方から。

(事務局)

今後のスケジュール説明

(会長)

今後のスケジュールについて、何かご質問、ご意見を。

最後に「その他の事項について」、次第にあるが、その他の事項についてなにか。ないようなら、本日の協議事項はすべて終了しました。スムーズな進行にご協力をありがとうございます。

○閉会挨拶

(副会長)

非常に重要な資料やご意見があった。文言は難しすぎるのではないかというのは、総合計画という性質上仕方がない部分もあるかと思う。市民の方々に広く知ってもらうために、もう少しソフトな、概要版のようなものを作成することも重要かと思う。活発な議論であと2時間位議論したいと思うが、時間もあるので以上をしたい。どうもありがとうございました。

(事務局)

閉会